

## 面会規程

### 第1条（目的）

本規程は患者の療養環境の確保および感染防止の観点から、当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規程は、当院に入院するすべての患者及び面会者に適用する。

### 第3条（面会時間）

1. 面会時間は原則として以下の通りとする。

平日（土日・祝日）：14時～17時

### 第4条（面会人数および時間制限）

1. 面会人数については原則として1家族（15分以内）2名までとする。

2. 担当医師が相当と認める時はこの限りではない。

### 第5条（面会場所）

1. 患者の病室

2. 状況によりデイルーム

### 第6条（面会手続き）

面会者は2階病棟にて受付簿に必要事項を記入し、チャイムを鳴らして看護師を呼び許可を得る。

### 第7条（面会制限対象）

1. 発熱または感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気、嘔吐、下痢など）がないこと。

2. 未就学児

3. 医師が不相当と判断した者

### 第8条（感染防止対策）

1. 面会者は手指消毒およびマスクを着用すること。

2. 病室への飲食物の持ち込みは原則禁止とする。

3. 面会中は患者の安静および治療環境に配慮すること。

### 第9条（特別な面会）

1. 重篤患者、終末期患者等については、医師の判断により柔軟に対応する。

2. 認知症患者等については、必要に応じて面会制限を緩和する場合がある。

### 第10条（面会禁止措置）

感染症流行時期や院内感染の発生時期には、全面的に面会禁止とすることがある。

### 第11条（遵守事項）

1. 飲酒していないこと。

2. 敷地内では喫煙はしないこと。

3. 生花は持ち込まないこと。

4. 高額な金品は持ち込まないこと。

5. 面会者は職員の指示に従うものとし、従わない場合は面会を中止することがある。

### 第12条（周知方法）

1. 入院時の説明

2. 院内掲示

3. 当院ホームページへの掲載

### 第13条（規程の制定および見直し）

本規程は、当院運営の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 第14条（附則）

本規程は令和8年6月1日より施行